

那覇市保健所長 宛

開設者 住 所
 (設置者) フリガナ
 氏 名
 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称、代表者の氏名及び電話番号)

(病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設) 廃止届

(病院・診療所・助産所・オンライン診療受診施設)を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 病院、診療所若しくは助産所又はオンライン診療受診施設の名称	(フリガナ)		
2 開設(設置)場所	〒		
	TEL		FAX
3 廃止年月日	年 月 日		
4 廃止の理由			

(注意)

○医療法(抜粋)

第9条 病院、診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者が、その病院、診療所、助産所又はオンライン診療受診施設を廃止したときは、10日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

○医師法(抜粋)

第24条 医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
 2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5年間これを保存しなければならない。